科学研究費助成事業の運営・管理に係る責任体制について

姫路獨協大学は、科学研究費補事業の管理・運営を適正に行うため、その不正防止に関して 権限と責任の範囲を明確にし公表します。

最高管理責任者

学 長

(姫路獨協大学における科学研究費補助金の使用に関する取扱規程 第4条)

・機関全体を統括し、科研費の運営・管理について最終責任を負う。

統括管理責任者

副学長、事務局長

(同上規程 第5条)

最高管理責任者を補佐し、科研費の実質的な運営・管理を統括するため、統括管理責任者を置く。

コンプライアンス推進責任者

各学部長等(研究科長)、事務担当部局の長

(同上規程 第6条)

- ・各学部長等(研究科長)は、所属学部(研究科)の長として、研究者に対し、適正な運営・管理を 行うよう指導する。
- ・事務担当部局の長は、科研費の実質的な業務について、運営・管理を行う。

人間社会学群長

経済情報研究科長

医療保健学部長

総務部長

薬学部長

教務部事務部長

看護学部長

事務担当窓口

総務課

経理課

079-223-9188内線(2265)

079-223-6595内線(2271)

(同上規程 第7条)

- ・総括窓口は総務課とし、科研費の申請等に関する事務を担当する。
- ・経理事務窓口は経理課とし、科研費の執行及び管理等に関する事務を担当する。